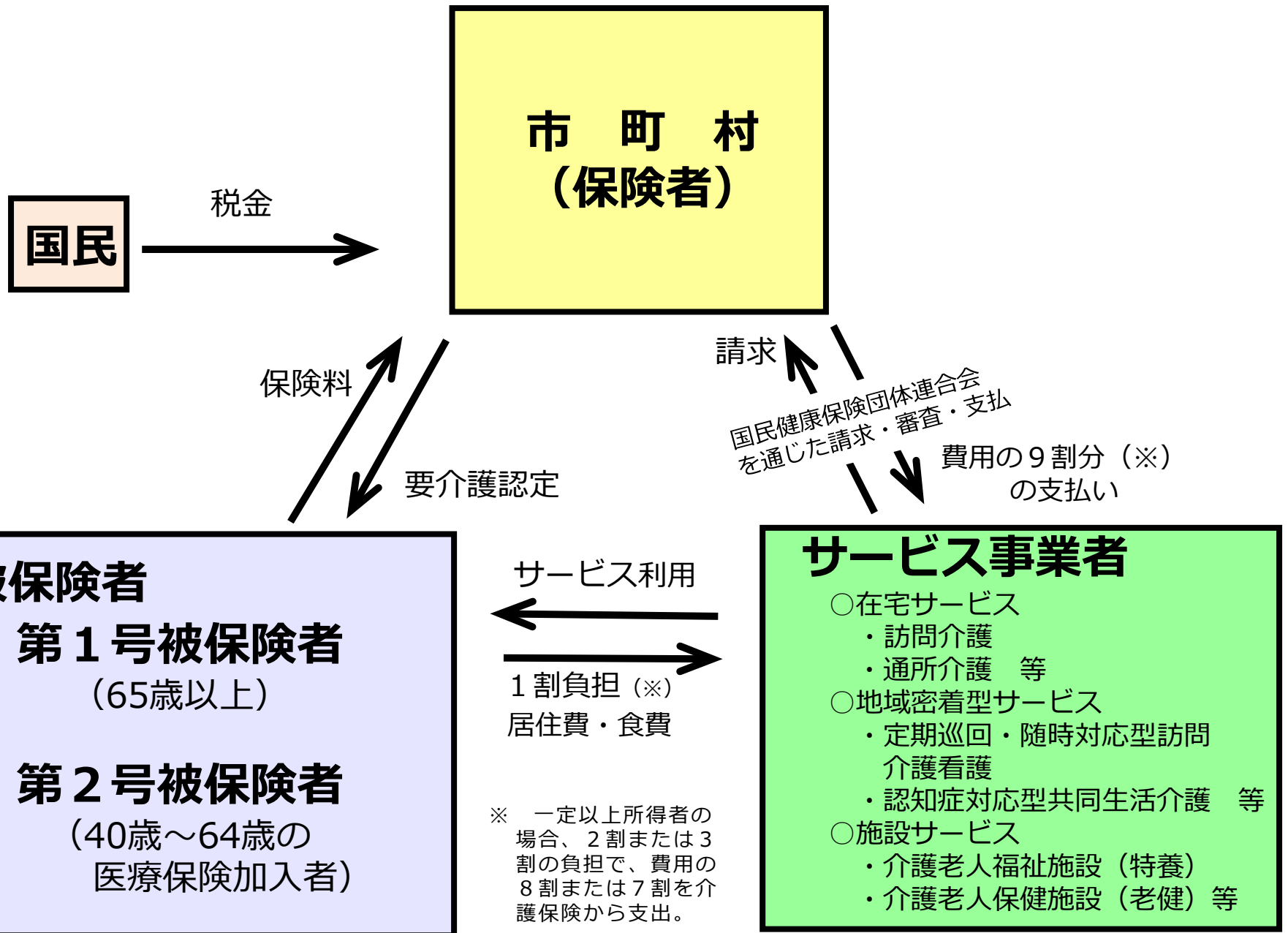


令和4年度 第1回 松戸市介護保険運営協議会資料

松戸市の介護保険制度の概要

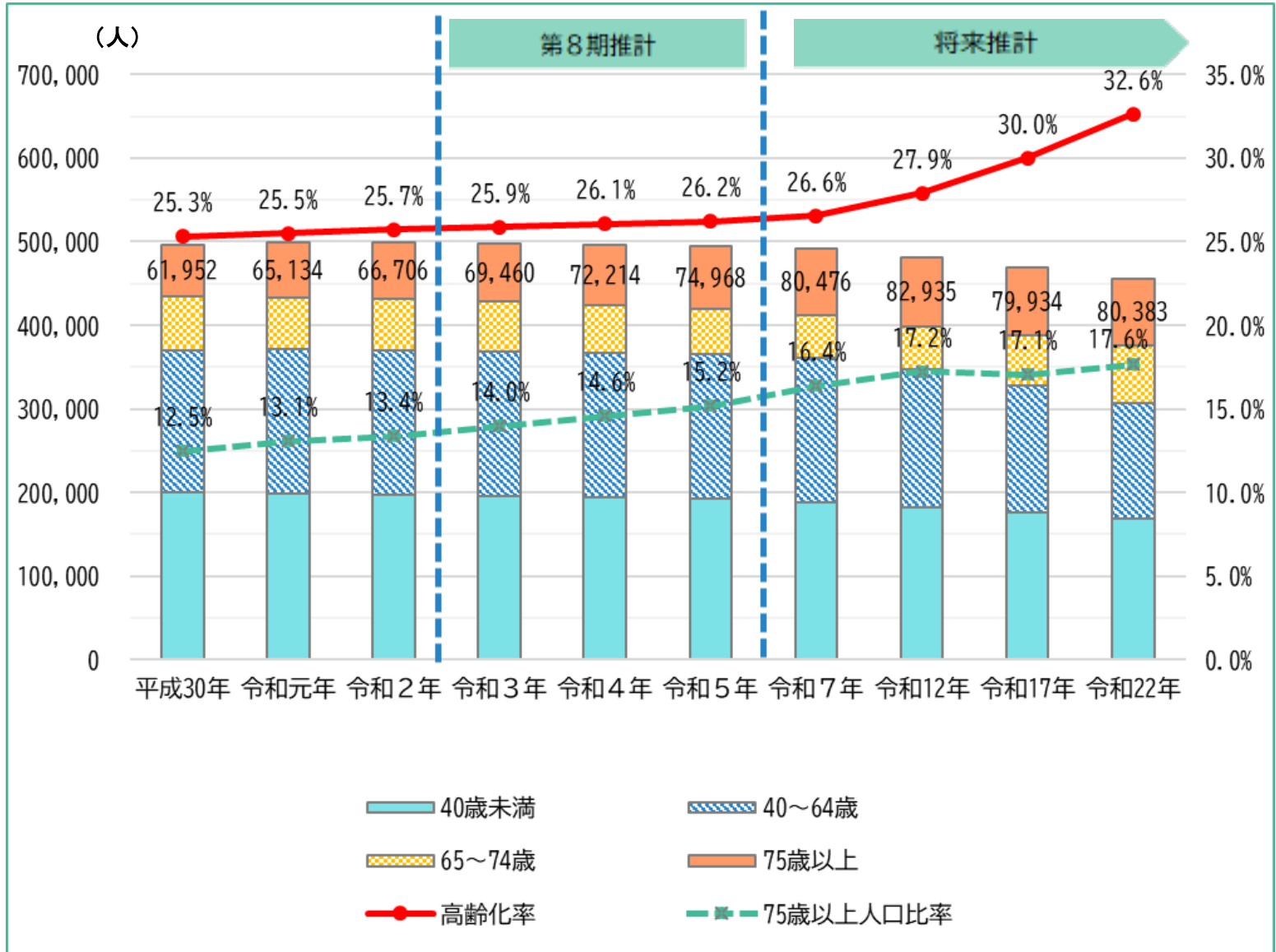
1. 介護保険制度の仕組み
2. サービス利用者（要介護認定者等）
3. 介護サービス
4. 地域支援事業
5. 地域包括支援センター
6. 費用負担
7. 介護保険料（第1号被保険者）

1. 介護保険制度の仕組み



(2) 松戸市の高齢者数・高齢化率

出典：いきいき安心プランⅦまつど



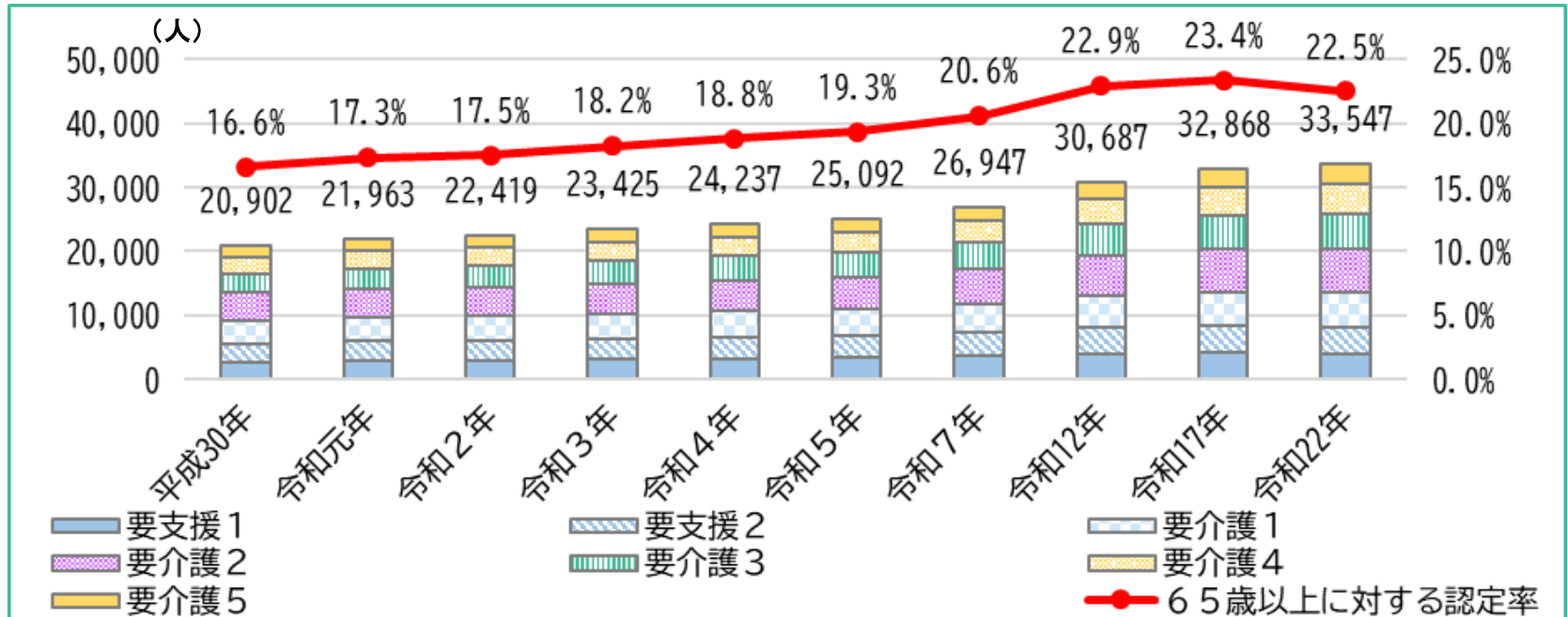
※各年10月1日現在

※平成30年～令和2年は住民基本台帳人口の実績

※令和3年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成30年）を基に年齢階層ごとの構成比率が比例的に変動するものとして算出し、住民基本台帳人口に置換えて推計

(3) 松戸市の要介護者・要支援者の推移

出典：いきいき安心プランⅦまつど

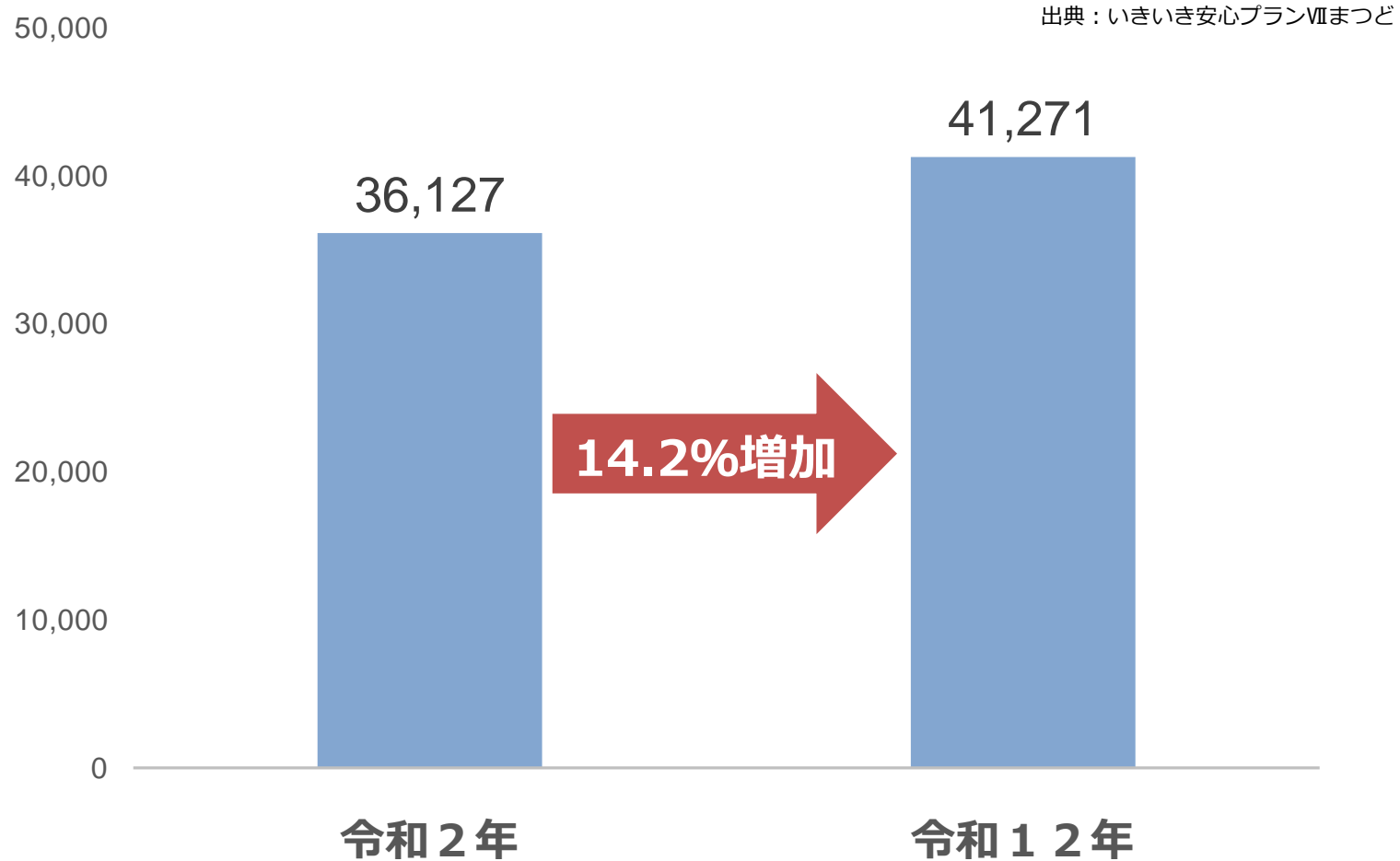


※各年10月1日時点

※平成30年～令和2年は実績(介護保険事業報告のデータ)

※令和3年度以降は、厚生労働省の『地域包括ケア「見える化」システム』により推計

(4) 松戸市の1人暮らし高齢者数の推計



※令和2年は、介護保険システムから抽出（令和2年8月1日現在）したデータ（住民基本台帳ベース）を独自に集計したデータ
※令和12年は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019年推計）を用いた粗い推計

3. 介護サービス (1) サービスの類型

都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス

市町村が指定・監督を行うサービス

介護給付

◎ 居宅サービス

【訪問サービス】

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与

【通所型サービス】

- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護

◎ 施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院

◎ 地域密着型サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 療養通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

◎ 居宅介護支援

予防給付

◎ 介護予防サービス

【訪問サービス】

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与

【通所サービス】

- 介護予防通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- 介護予防短期入所療養介護

◎ 地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

◎ 介護予防支援

総合事業

◎ 介護予防・日常生活支援総合事業

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント

このほか、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給、居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給がある。

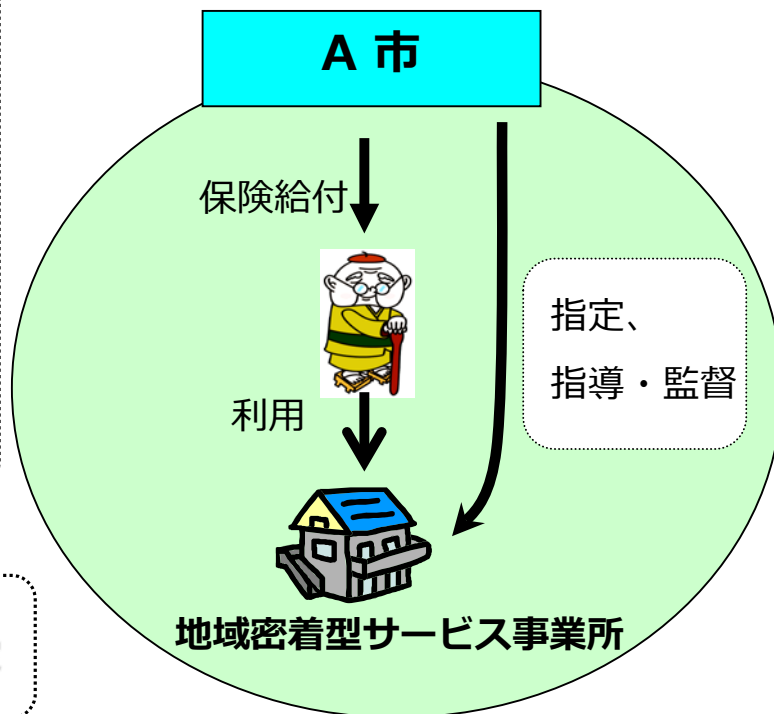
(2) 地域密着型サービスの概要

平成17年介護保険制度改革により、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（＝**地域密着型サービス**）として創設された。

1：A市の住民のみが利用可能

- 市町村が指定権限を持つ
- その市町村の住民のみがサービス利用可能（A市の同意を得た上で他の市町村が指定すれば、他の市町村の住民が利用することも可能）

3：地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定



2：地域単位で適正なサービス基盤整備

- 市町村（それをさらに細かく分けた圏域）単位で必要整備量を定めることで、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を促進
- サービス特性に応じて、公募による指定や指定拒否等も可能

4：公平・公正透明な仕組み

指定（拒否）、指定基準、報酬設定には、運営協議会（地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等）が関与

【地域密着型サービスの種類】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応サービス）
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護（定員18人以下のデイ）
- 認知症対応型通所介護（認知症デイ）
- 療養通所介護（療養デイ）
- 小規模多機能型居宅介護（小規模多機能サービス）
- 看護小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能サービス）
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(3) 松戸市におけるサービス利用見込（第8期介護保険事業計画期間：令和3～5年度）

①介護サービス（要介護者向け）の利用見込

介護保険事業計画 年度 サービス	第7期	第8期			将来推計
	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)
i. 居宅介護サービス					
訪問介護	3,925	4,055	4,146	4,285	4,493
訪問入浴介護	244	247	254	259	278
訪問看護	1,434	1,589	1,687	1,807	1,841
訪問リハビリ テーション	336	391	415	445	474
居宅療養管理 指導	4,490	4,723	4,917	5,154	5,419
通所介護	3,875	3,993	4,117	4,263	4,534
通所リハビリ テーション	975	1,046	1,133	1,169	1,236
短期入所 生活介護	814	868	947	972	1,001
短期入所 療養介護	53	69	90	99	101
特定施設入居者 生活介護	1,085	1,139	1,190	1,234	1,304
ii. その他					
福祉用具貸与	6,150	6,466	6,706	7,020	7,411
特定福祉用具 購入	123	134	141	146	156
住宅改修	73	75	77	79	88
居宅介護支援	9,351	9,762	10,129	10,561	11,203

(単位:人/月)

出典:いきいき安心プランⅦまつど

※令和2年度は見込値、令和3年度以降は推計値

②施設サービス（要介護者向け）の利用見込

介護保険事業計画	第7期	第8期			将来推計
年度 サービス	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)
介護老人 福祉施設	1,747	1,797	1,837	1,857	2,118
介護老人 保健施設	989	1,024	1,059	1,044	1,199
介護医療院	43	45	47	99	140
介護療養型 医療施設	72	72	72	36	

(単位:人/月)

出典:いきいき安心プランⅦまつど

※令和2年度は見込値
令和3年度以降は推計値

③地域密着型サービス（要介護者向け）の利用見込

介護保険事業計画	第7期	第8期			将来推計
年度 サービス	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)
小規模多機能型 居宅介護	169	178	204	231	249
看護小規模多機能型 居宅介護	154	163	221	279	289
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	67	77	87	97	103
夜間対応型 訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型 通所介護	1,484	1,649	1,705	1,767	1,924
認知症対応型 通所介護	47	53	55	57	60
認知症対応型 共同生活介護	628	646	664	700	758
地域密着型 特定施設入居	0	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設	112	116	116	116	116

(単位:人/月)

出典:いきいき安心プランⅦまつど

※令和2年度は見込値
令和3年度以降は推計値

4. 地域支援事業

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

- ◎ **目的**
被保険者の介護予防及び地域における自立した日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行う。
- ◎ **事業構成**
 - ① **介護予防・生活支援サービス事業**
 - ア 訪問型サービス
 - イ 通所型サービス
 - ウ その他生活支援サービス
 - エ 介護予防ケアマネジメント
 - ② **一般介護予防事業**
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

2. 包括的支援事業

- ◎ **目的**
被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域で自立した日常生活を営めるよう支援する。
- ◎ **事業構成**
 - ① **地域包括支援センターの運営**
 - ア 総合相談支援業務
 - イ 権利擁護業務
 - ウ 包括的・継続的マネジメント支援業務
 - エ 介護予防ケアマネジメント業務
 - ② **社会保障の充実**
 - ア 地域ケア会議の推進
 - イ 在宅医療・介護連携推進事業
 - ウ 認知症施策推進事業
 - エ 生活支援体制整備事業

3. 任意事業

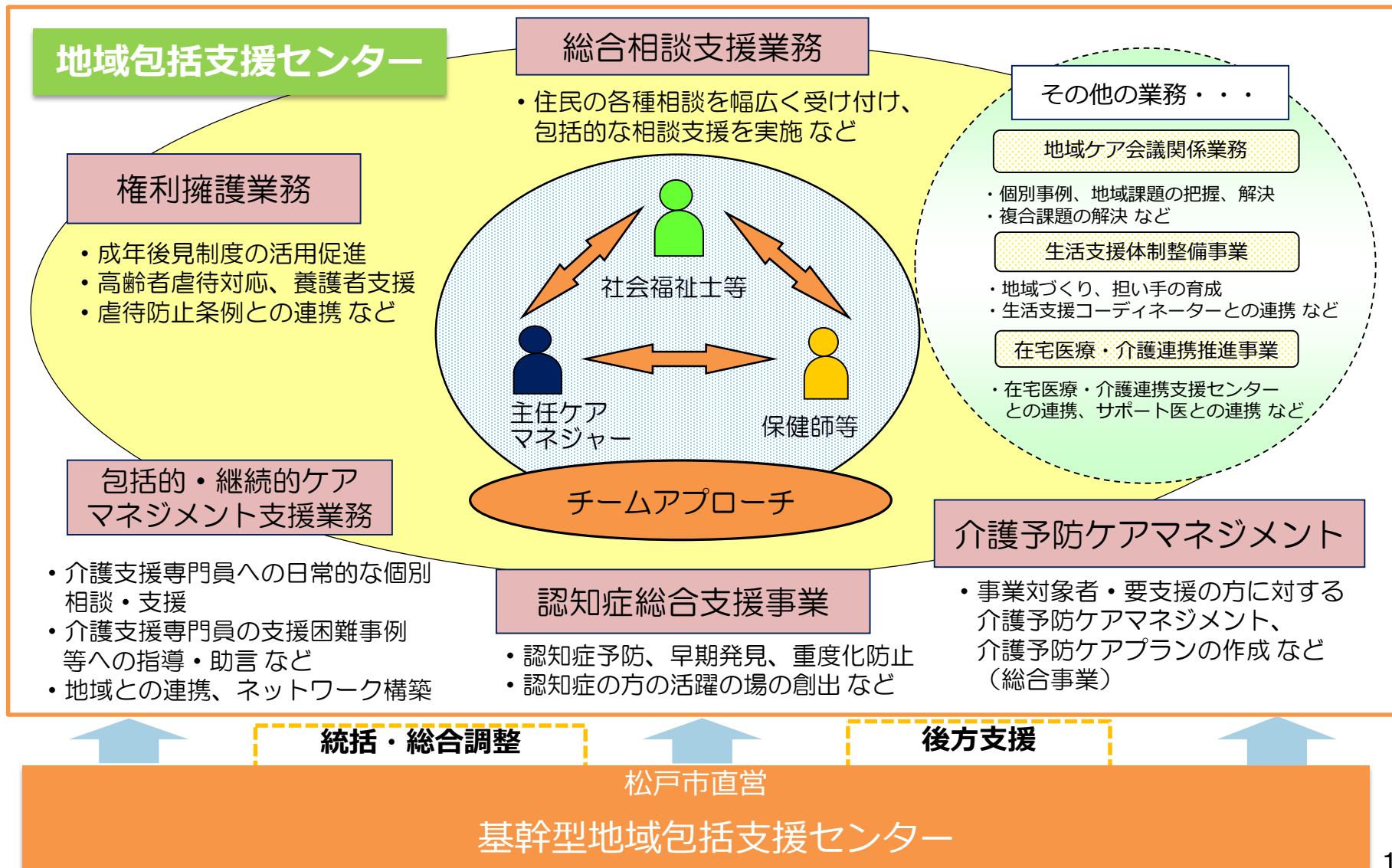
- ◎ **事業構成**
 - ① 介護給付費等費用適正化事業
 - ② 家族介護支援事業
 - ③ その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

5. 地域包括支援センター

(1) 地域包括支援センターの概要

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）

地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターの役割



(2) 地域包括支援センター（高齢者いきいき安心センター）の設置状況

- 圏域担当のセンター（委託型）を日常生活圏域ごとに設置。
- 基幹型センター（直営型）を市役所本庁内に設置し、高齢者施策全般及び関連施策との有機的な連携等を図りつつ、圏域担当センターの総合調整や後方支援等を行う。

松戸市の日常生活圏域（地区社協単位）



地区等	高齢者数 (人)
基幹 (直営、市役所内)	—
明第1	12,979
明第2東	5,982
明第2西	8,182
本庁	5,186
矢切	5,171
東部	10,384
常盤平	14,719
常盤平団地	3,529
五香松飛台	9,824
六実六高台	6,535
小金	11,100
小金原	9,080
新松戸	10,628
馬橋西	5,867
馬橋	9,503

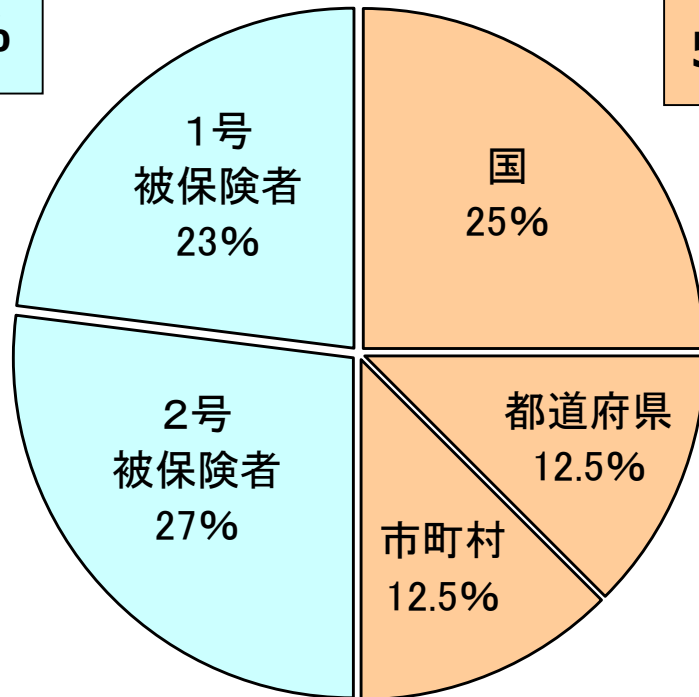
※高齢者数は令和3年3月31日時点

6. 費用負担 (1) 財源構成の仕組み

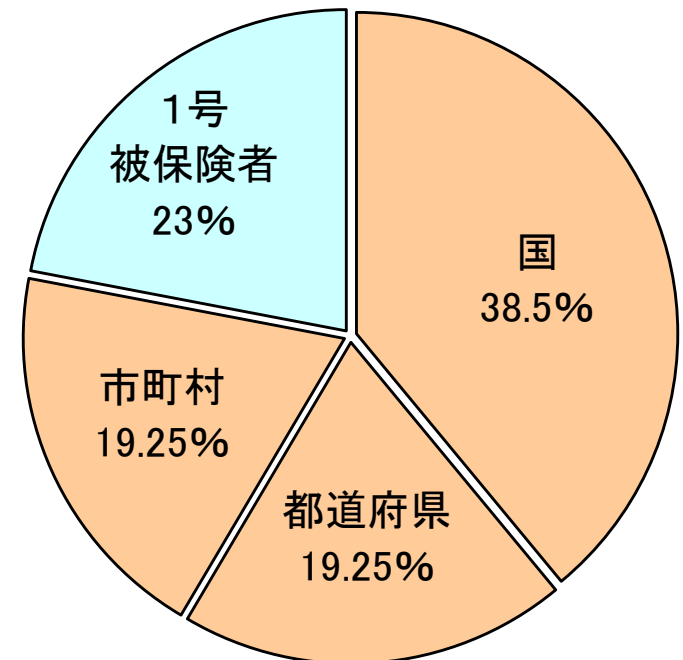
- 介護給付、予防給付、介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成は、公費50%、保険料50%。
- 保険料は、第1号被保険者が23%を、第2号被保険者が27%を負担。(R3~5年度)
- 公費は、国25%、都道府県・市町村がそれぞれ12.5%を負担(ただし、施設等給付は、国20%、都道府県17.5%。)
- 国庫負担25%のうちの5%部分は、市町村の保険財政調整のための「調整交付金」として交付。
- なお、包括的支援事業・任意事業には第2号保険料の負担がなく、公費負担の割合が高い。

介護給付・予防給付・総合事業の 財源構成

保険料
50%



包括的支援事業・任意事業の 財源構成



(2) 松戸市介護保険特別会計予算 (イメージ図)

介護保険特別会計予算 概要説明図

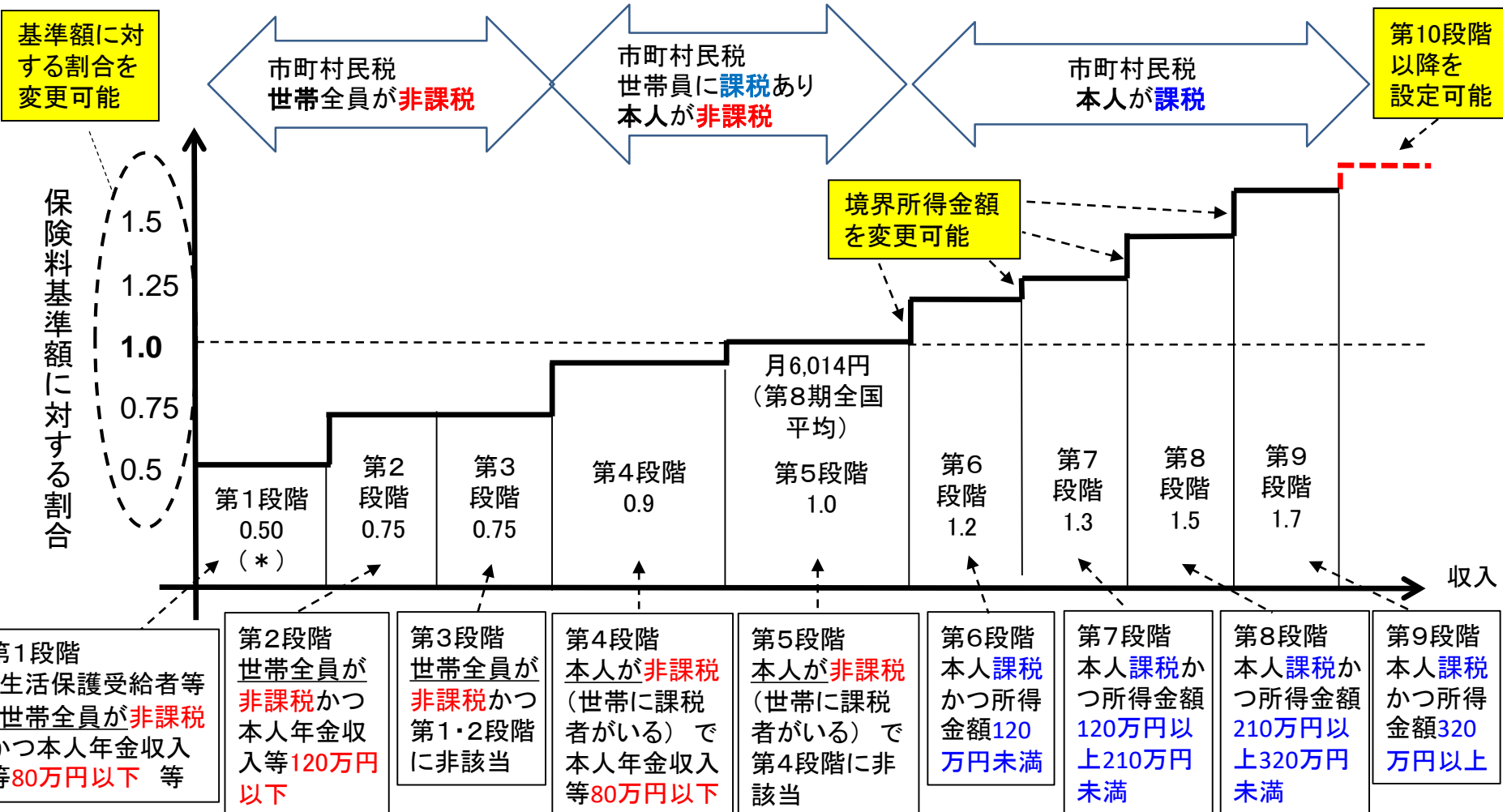
令和4年度		歳入(財源)		歳出	
		市 10.4億円 (職員給与等繰入金)		総務費 10.4億円 (職員人件費・認定審査会費等)	
公費 50%	国 84.8億円	保険給付費の 25% (介護給付費負担金) (調整交付金)	地域支援事業 交付金	保険給付費 368.3億円	
	県 55億円	保険給付費の 12.5% (介護給付費負担金)	地域支援事業 交付金		
	市 48億円	保険給付費の 12.5% (介護給付費繰入金)	地域支援事業 費繰入金		
保険料 50%	第2号被保険者 103億円 (支払基金)	保険給付費の 27% (介護給付費交付金)	地域支援事業 支援交付金		
	第1号被保険者 82.4億円 (介護保険料)	保険給付費の 23%			
市 11.7億円 (介護給付費等準備基金取り崩し・低所得者保険料軽減負担繰入金他)					
				保健福祉事業費 0.4億円	
市 0.3億円 (繰越金: R3年度剰余金相当)				基金積立金・諸支出金 2億円 (準備基金への積立、国県市等への返還金(R3年度分)、保険料還付)	
		歳入収入済額 395.6億円		歳出決算額 395.6億円	

(3) 令和4年度松戸市介護保険特別会計予算

(歳入)				(歳出)				(単位 千円)									
款	項	目	節	R4年度 当初予算 (2)	令和3年度 当初予算 (1)	増減(2-1)		説明	款	項	目	R4年度 当初予算 (2)	令和3年度 当初予算 (1)	増減(2-1)		説明	
						金額	率							金額	率		
1 介護保険料	1 介護保険料	1 第1号被保険者 保険料	1 現年度分	8,220,096	8,189,943	30,153	0.4%	予定収納率 98.4%	1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	550,641	551,465	△ 824	-0.1%	一般職・再任用職員人件費 421,292 会計年度任用職員人件費 86,675	
			2 過年度分	20,000	20,000	0	0.0%					2 徴収費	1 賦課徴収費	40,153	40,262	△ 109	-0.3%
款計				8,240,096	8,209,943	30,153	0.4%		2 簿納処分費		3	3	0	0.0%			
2 使用料及び手数料	2 手数料	1 総務手数料	1 総務手数料	1	1	0	0.0%	諸証明手数料(手数料条例)	項計		40,156	40,265	△ 109	-0.3%			
			款計	1	1	0	0.0%		3 介護認定審査会費	1 介護認定審査会費	440,647	343,192	97,455	28.4%			
3 国庫支出金	1 国庫負担金	1 介護給付費負担金	1 現年度分	6,660,914	6,419,099	241,815	3.8%	居宅給付費 20% 施設等給付費 15%			4 運営協議会費	1 運営協議会費	745	708	37	5.2%	
			2 国庫補助金	1 調整交付金	1,314,870	1,180,454	134,416	11.4%	保険給付費・地域支援事業費 3.57%(計画値) (参考:令和3年度当初 3.34%)	5 總督普及費			1 總督普及費	3,900	6,578	△ 2,678	-40.7%
		2 地域支援事業交付金	1 現年度分	363,403	346,431	16,972	4.9%		款計		1,036,089	942,208		93,881	10.0%		
			3 保険者機能強化推進交付金	1 保険者機能強化推進交付金	72,701	69,660	3,041	4.4%		2 保険給付費	1 介護サービス等諸費	34,030,488	32,651,003	1,379,485	4.2%		
			4 保険者努力支援交付金	1 保険者努力支援交付金	64,647	63,976	671	1.0%				2 介護予防サービス給付費	741,477	701,327	40,150	5.7%	
	款計				8,476,535	8,079,620	396,915	4.9%		3 高齢介護サービス等費	1,102,666	1,012,975	89,691	8.9%			
4 支払基金交付金	1 支払基金交付金	1 介護給付費交付金	1 現年度分	9,944,400	9,542,594	401,806	4.2%	第2号被保険者保険料 27%	4 高齢医療改善介護サービス等費	1 高齢医療改善介護サービス等費	214,457	180,787	33,670	18.6%			
			2 地域支援事業交付金	1 現年度分	356,452	339,901	16,551	4.9%	第2号被保険者保険料 地域支援事業費(介護予防事業費) 27%	5 特定入所介護サービス等費	1 特定入所介護サービス等費	710,919	766,918	△ 55,999	-7.3%		
款計				10,300,852	9,882,495	418,357	4.2%		6 その他諸費	1 審査支払手数料	31,105	29,946	1,159	3.9%			
5 県支出金	1 県負担金	1 介護給付費負担金	1 現年度分	5,309,196	5,067,358	241,838	4.8%	居宅給付費 12.5% 施設等給付費 17.5%	款計		36,831,112	35,342,956	1,488,156	4.2%			
			2 県補助金	1 地域支援事業交付金	1 現年度分	190,952	183,470	7,482	4.1%	介護予防事業費 12.5% 包括的支援事業・任意事業費 19.25%	3 地域支援事業費	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,074,790	1,029,626	45,164	4.4%	
款計				5,500,148	5,250,828	249,320	4.7%		2 介護予防ケアマネジメント事業費	158,189			154,585	3,604	2.3%		
6 財産収入	1 財産運用収入	1 利子及び配当金	1 預金利子収入	1	1	0	0.0%	預金利子収入(基金運用益)	項計		1,232,979	1,184,211	48,768	4.1%			
			款計				1	1	0		2 一般介護予防事業費	1 一般介護予防事業費	57,021	46,934	10,087	21.5%	
7 繰入金	1 一般会計繰入金	1 介護給付費繰入金	1 介護給付費繰入金	4,603,889	4,417,870	186,019	4.2%	保険給付費 12.5%	3 包括的支援事業・任意事業費	1 包括的支援事業・任意事業費			2,215	2,135	80	3.7%	
			2 職員給与等繰入金	1,036,089	942,208	93,881	10.0%				2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	352	361	△ 9	-2.5%		
			3 地域支援事業費繰入金	190,953	183,471	7,482	4.1%	介護予防事業費 12.5% 包括的支援事業・任意事業費 19.25%	2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	91,466	90,406	1,060	1.2%				
			4 その他一般会計繰入金	1	1	0	0.0%		3 任意事業費	41,407	40,737	670	1.6%				
			5 低所得者保険料軽減繰入金	477,792	463,562	14,230	3.1%		4 在宅医療・介護連携推進事業費	0	0	#DIV/0!					
			項計				6,308,724	6,007,112	301,612	5.0%		5 生活支援体制整備事業費	17,076	17,143	△ 67	-0.4%	
2 基金繰入金				705,861	455,434	250,427			6 認知症総合支援事業費	152,516	150,782	1,734	1.2%				
項計				705,861	455,434	250,427			項計		3,937	4,421	△ 484	-10.9%			
款計				7,014,585	6,462,546	552,039	8.5%		4 その他諸費		1 審査支払手数料	3,937	4,421	△ 484	-10.9%		
8 繰越金				25,000	25,000	0	0.0%		項計		3,937	4,421	△ 484	-10.9%			
9 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	1 第1号被保険者延滞金	1 延滞金	1	1	0	0.0%		款計		1,446,453	1,386,348	60,105	4.3%			
			2 第1号被保険者加算金	1	1	0	0.0%		4 保健福祉事業費	1 保健福祉事業費	40,196	39,332	864	2.2%			
			3 過料	1	1	0	0.0%				款計		40,196	39,332	864	2.2%	
	2 市預金利子				1	1	0	0.0%		4 基金積立金	1 基金積立金	1	1	0	0.0%		
3 雑入				1	1	0	0.0%	款計				1	1	0	-		
2 第三者納付金				1	0	1	#DIV/0!		5 諸支出金		1 償還金及び還付加算金	15,001	15,001	0	0.0%	国庫等返還金 1 第1号被保険者還付金 15,000	
款計				6	5	1	20.0%		項計		15,011	15,011	0	0.0%			
歳入合計				39,557,224	37,910,439	1,646,785	4.3%		2 繰出金		1 他会計繰出金	178,362	174,583	3,779	2.2%	一般会計繰出金 1 要員の生活支援体制整備事業繰出金 172,663 一般会計繰出金(7)支出口 5,698	
										款計		193,373	189,594	3,779	2.0%		
										6 予備費		1 予備費	10,000	10,000	0	0.0%	
										歳出合計		39,557,224	37,910,439	1,646,785	4.3%		

7. 介護保険料（第1号被保険者） (1) 介護保険料の仕組み

- 介護保険給付費の約23%に相当する額を第1号被保険者（65歳以上）に保険料として賦課。
- 第1号被保険者の保険料は、サービス基盤の整備の状況やサービス利用の見込みに応じて、保険者ごとに設定。
- 負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている。
- 標準は6段階。市町村の判断により、基準額に対する割合の変更や、多段階設定などを可能とする弾力化あり。
- 第1号被保険者の保険料は、原則として年金から特別徴収。



※「年金収入等」は、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計
 * 公費による保険料軽減の強化により、0.45となる。

※「所得金額」は、合計所得金額

(2) 松戸市における介護保険料の賦課・徴収の状況①

8. 介護保険料の賦課・徴収の状況

(1) 令和2年度介護保険料収納状況(令和3年3月末現在)

(単位:円)

	当初予算額(A)	補正予算額(B)	予算現額(A)+(B)	調定額(C)	収入済額(D)	不納欠損額(E)	収入未済額 (C)-(D)-(E)	収納率	
								対予算額	対調定額
現年度	8,471,951,000	▲ 354,902,000	8,117,049,000	8,139,991,440	8,061,449,810	0	78,541,630	99.32%	99.04%
過年度	20,000,000	0	20,000,000	231,042,657	27,439,060	86,215,359	117,388,238	137.20%	11.88%
合計	8,491,951,000	▲ 354,902,000	8,137,049,000	8,371,034,097	8,088,888,870	86,215,359	195,929,868	99.41%	96.63%

(2) 令和2年度所得段階別被保険者数(令和3年3月末現在)

※第7期(平成30年度～令和2年度)の保険料のため、基準額等は現在とは異なる。人数は令和2年度保険料賦課人数:年度途中・資格取得・喪失含む

所得段階	所得区分	保険料算出方法	月額(円)	人数(人)	比率
第1段階	・ 老齢福祉年金受給者で、市民税世帯非課税の人 ・ 生活保護を受給している人 ・ 世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.28 ※	1,540	22,678	17.1%
第2段階	・ 世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の人	基準額×0.43	2,370	9,018	6.8%
第3段階	・ 世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない人	基準額×0.67	3,690	9,558	7.2%
第4段階	・ 世帯に市民税課税の方がいて、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	4,950	18,493	13.9%
第5段階	・ 世帯に市民税課税の方がいて、本人が市民税非課税で4段階に該当しない人	基準額	5,500	15,728	11.8%
第6段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.1	6,050	16,198	12.2%
第7段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上で、200万円未満の人	基準額×1.25	6,880	18,987	14.3%
第8段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上で、300万円未満の人	基準額×1.5	8,250	10,522	7.9%
第9段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上で、400万円未満の人	基準額×1.6	8,800	4,719	3.5%
第10段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上で、500万円未満の人	基準額×1.7	9,350	2,269	1.7%
第11段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上で、600万円未満の人	基準額×1.9	10,450	1,131	0.9%
第12段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上で、700万円未満の人	基準額×2.0	11,000	697	0.5%
第13段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上で、800万円未満の人	基準額×2.1	11,550	500	0.4%
第14段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上で、900万円未満の人	基準額×2.2	12,100	350	0.3%
第15段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上で、1,000万円未満の人	基準額×2.3	12,650	288	0.2%
第16段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上で、1,500万円未満の人	基準額×2.4	13,200	804	0.6%
第17段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上で、2,000万円未満の人	基準額×2.5	13,750	359	0.3%
第18段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の人	基準額×2.7	14,850	677	0.5%
合計				132,976	100.00%

※ 第1段階の保険料率を0.355から0.28に引き下げ保険料年額を23,400円から18,480円に、第2段階の保険料率を0.555から0.43に引き下げ保険料年額を36,600円から28,440円に、第3段階の保険料率を0.695から0.67に引き下げ保険料年額を45,840円から44,280円に改定を行っております。

(2) 松戸市における介護保険料の賦課・徴収の状況（参考）

令和4年度 所得段階別保険料

所得段階	所得区分	保険料算出方法	月額（円）	年額（円）
第1段階	・ 高齢福祉年金受給者で、市民税世帯非課税の人 ・ 生活保護を受給している人 ・ 世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.28	1,570	18,840
第2段階	・ 世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の人	基準額×0.43	2,410	28,920
第3段階	・ 世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない人	基準額×0.67	3,750	45,000
第4段階	・ 世帯に市民税課税の方がいて、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	5,040	60,480
第5段階	・ 世帯に市民税課税の方がいて、本人が市民税非課税で4段階に該当しない人	基準額×1.0	5,600	67,200
第6段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.1	6,160	73,920
第7段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上で、200万円未満の人	基準額×1.25	7,000	84,000
第8段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上で、300万円未満の人	基準額×1.5	8,400	100,800
第9段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上で、400万円未満の人	基準額×1.6	8,960	107,520
第10段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上で、500万円未満の人	基準額×1.7	9,520	114,240
第11段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上で、600万円未満の人	基準額×1.9	10,640	127,680
第12段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上で、700万円未満の人	基準額×2.05	11,480	137,760
第13段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上で、800万円未満の人	基準額×2.15	12,040	144,480
第14段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上で、900万円未満の人	基準額×2.25	12,600	151,200
第15段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上で、1,000万円未満の人	基準額×2.35	13,160	157,920
第16段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上で、1,500万円未満の人	基準額×2.45	13,720	164,640
第17段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上で、2,000万円未満の人	基準額×2.55	14,280	171,360
第18段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の人	基準額×2.75	15,400	184,800